

事務連絡
令和4年5月19日

各障がい福祉サービス等運営法人 ご担当者様

島根県健康福祉部障がい福祉課
自立支援給付グループリーダー

令和4年度「障がい福祉分野のICT導入支援事業」の協議について

平素は、本県の障がい福祉施策の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、補助協議を行う予定ですので、事業の実施を希望される法人におかれましては、下記により提出をお願いいたします。

なお、経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」による補助を受ける部分、島根県が実施する島根県障がい福祉分野のICT導入モデル事業費補助金及び松江市が実施する松江市障がい福祉分野のICT導入モデル事業補助金の対象となるものは対象外です。

記

- 1 対象者
障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者
- 2 手続き等
別紙を参照の上、別紙2（導入計画書）、別紙3（導入計画（詳細））を提出してください。
- 3 提出期限
令和4年5月31日（火） 17時
- 4 提出先
島根県健康福祉部障がい福祉課自立支援給付グループ
メールアドレス：syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp
※メールの件名は、「【〇〇〇】ICT導入支援事業協議書」としてください。
〇〇〇には法人名を入れてください。
- 5 その他
 - ・上記を提出されたことによって補助を確約するものではありません。
 - ・該当が無い場合は、提出の必要はありません。
 - ・実施する事業は、令和4年度内に完了する必要がありますのでご注意ください。

担当
島根県健康福祉部障がい福祉課
自立支援給付グループ 石倉
TEL：0852-22-5327
FAX：0852-22-6687

(別紙)

1. 補助対象

○補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など

※詳しくは、島根県障がい福祉分野のICT導入支援事業費補助金交付要綱第3条を参照してください。

○補助率

県：10/10

2. 手続き

○補助事業の実施を希望する法人は、以下の書類を提出してください。

- ・別紙2（令和4年度島根県障がい福祉分野ICT導入支援事業費補助金導入計画書）
- ・別紙3（令和4年度島根県障がい福祉分野ICT導入支援事業費補助金導入計画（詳細））

※様式、交付要綱を島根県のホームページに掲載しています。

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け

「障害福祉サービス事業所や関係医療機関への情報提供コーナー」の

28 障害福祉分野のICT導入支援事業

> 障がい福祉分野のICT導入支援事業